

江 東 区 公 報

目 次

◎告 示

消費者センターの移転について(172)	1
開発行為に関する工事の完了公告(178)	1
江東区環境学習情報館の臨時休館について (179)	1
第 1 回区議会臨時会の招集について(184)	2
保管自転車処分告示について（平成 28 年 5 月上旬）(185)	2
電線共同溝を整備すべき道路の指定につい て(188)	2
特定商業施設変更届出書の縦覧について (191)	6
東京都市計画地区計画の変更について(193)	6
東京都市計画地区計画の変更について(194)	6
第 2 回区議会定例会の招集について(201)	6
特別区道路線の区域変更について(202)	7
特別区道路線の供用開始について(203)	8
保管自転車処分告示について（平成 28 年 5 月下旬）(208)	9

◎告 示（教）

平成 28 年第 5 回江東区教育委員会定例会 の招集(8)	9
---	---

◎告 示（選）

平成 28 年 6 月 2 日現在調製の選挙人名簿 の縦覧場所(12)	10
平成 28 年 6 月 2 日現在調製の在外選挙人 名簿の縦覧場所(13)	10
選挙人名簿からの抹消(14)	10
選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、 3 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数(15)	10

◎告 示（監）

平成 27 年度第 4 回定期監査の結果につい て(8)	11
住民監査請求に係る監査の結果の公表(9)	12

◎区 議 会

区議会議決事項	12
（平成 28 年第 2 回臨時会）	

告

示

◎江東区告示第 172 号

江東区消費者センター条例（平成 28 年 3 月江東区条例第 14 号）第 2 条に基づき設置されている江東区消費者センターは、設備の老朽化による改修工事が終了したため、下記の通り移転する。

平成 28 年 5 月 6 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

江東区消費者センター

- 1 移転先
江東区扇橋三丁目 22 番 2 号
- 2 移転期間
平成 28 年 5 月 24 日から

◎江東区告示第 178 号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事は完了した。

平成 28 年 5 月 10 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 開発区域又は 工区に含まれる 地域の名称	江東区東砂三丁目 486 番 1、506 番 5
2 許可を受けた 者の住所・氏名	杉並区西荻北二丁目 1 番 1 1 号 株式会社三栄建築設計 代表取締役 小池信三

◎江東区告示第 179 号

江東区環境学習情報館条例（平成 18 年 12 月江東区条例第 54 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり休館する。

平成 28 年 5 月 12 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 休館する施設

名 称	位 置
江東区環境学習情報館	江東区潮見一丁目 29 番 7 号

2 休館日

平成 28 年 6 月 4 日（土）

3 理由

江東区環境フェア開催にともなう準備のため

◎江東区告示第 184 号

下記事件につき、平成 28 年第 1 回江東区議会臨時会を 5 月 25 日に招集する。

平成 28 年 5 月 18 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 常任委員会委員の選任について
- 2 議会運営委員会委員の選任について
- 3 特別委員会委員の選任について

◎江東区告示第 185 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 60 年 10 月江東区条例第 28 号）第 15 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 15 条第 3 項及び第 23 条第 3 項の規定により、当該自転車を処分する。

平成 28 年 5 月 19 日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 188 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 条）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成 28 年 5 月 23 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

路線名	起 点	指定の概要
	終 点	
江 4 7 0 号	江東区辰巳二丁目 2 番地先	次図表示のとおり
	江東区辰巳二丁目 3 番地先	
江 4 9 0 号	江東区辰巳二丁目 3 番地先	次図表示のとおり
	江東区辰巳二丁目 5 番地先	
江 6 1 7 号	江東区東雲二丁目 4 番地先	次図表示のとおり
	江東区東雲一丁目 6 番地先	

別圖

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

特別区道江470号線

江東区辰巳二丁目

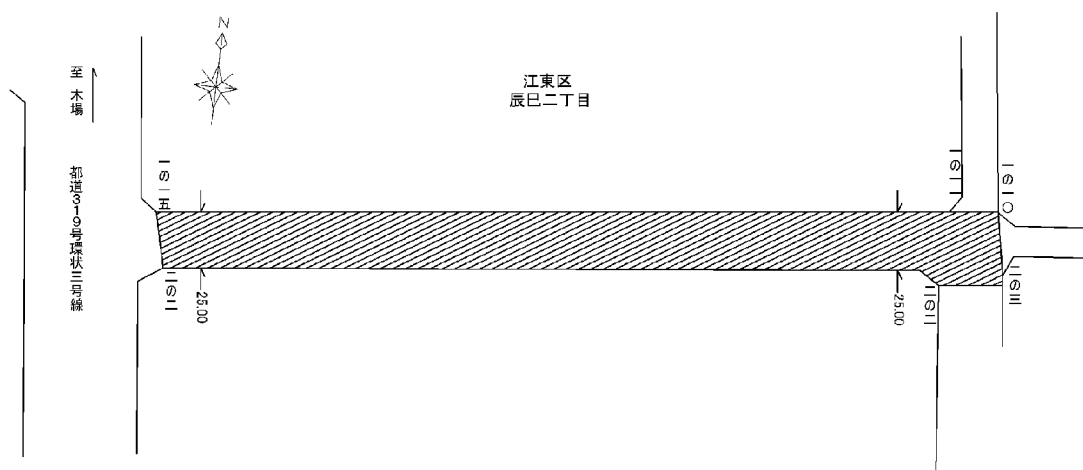
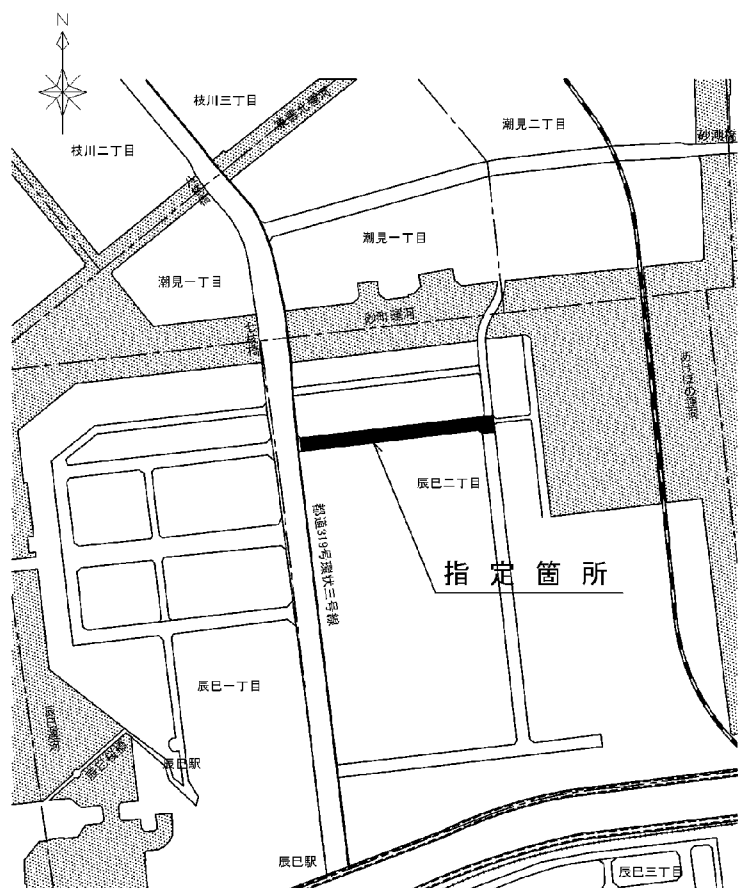
都道

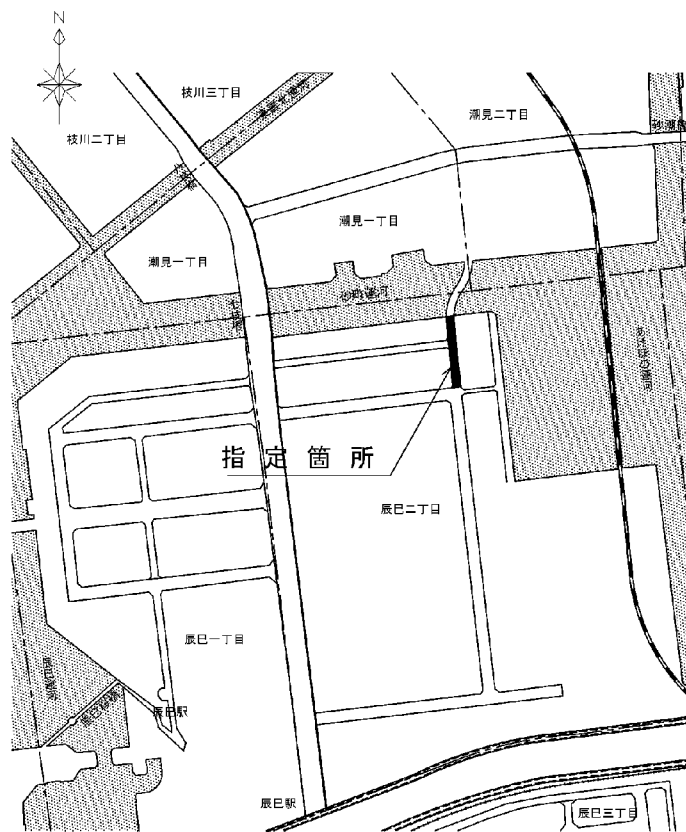
特別区道

指定区間

延長 三七四・七八メートル

(電線共同溝予定名称 特別区道江四七〇号)





(電線共同溝予定名称 特別区道江四九〇号)

延長 一四七・三七メートル



指定箇所



延長



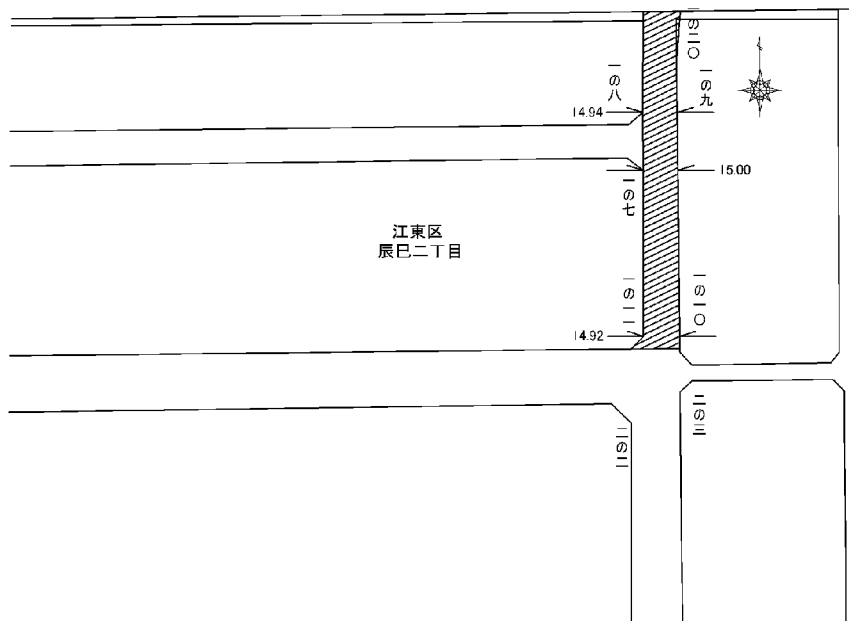
指定区間

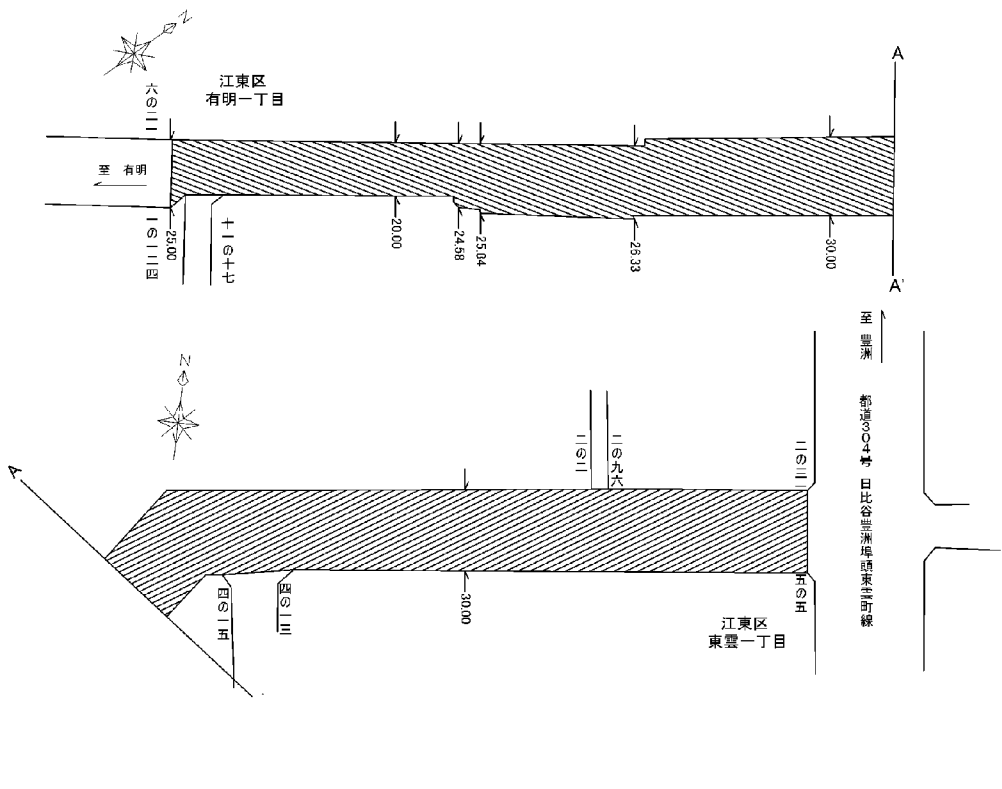
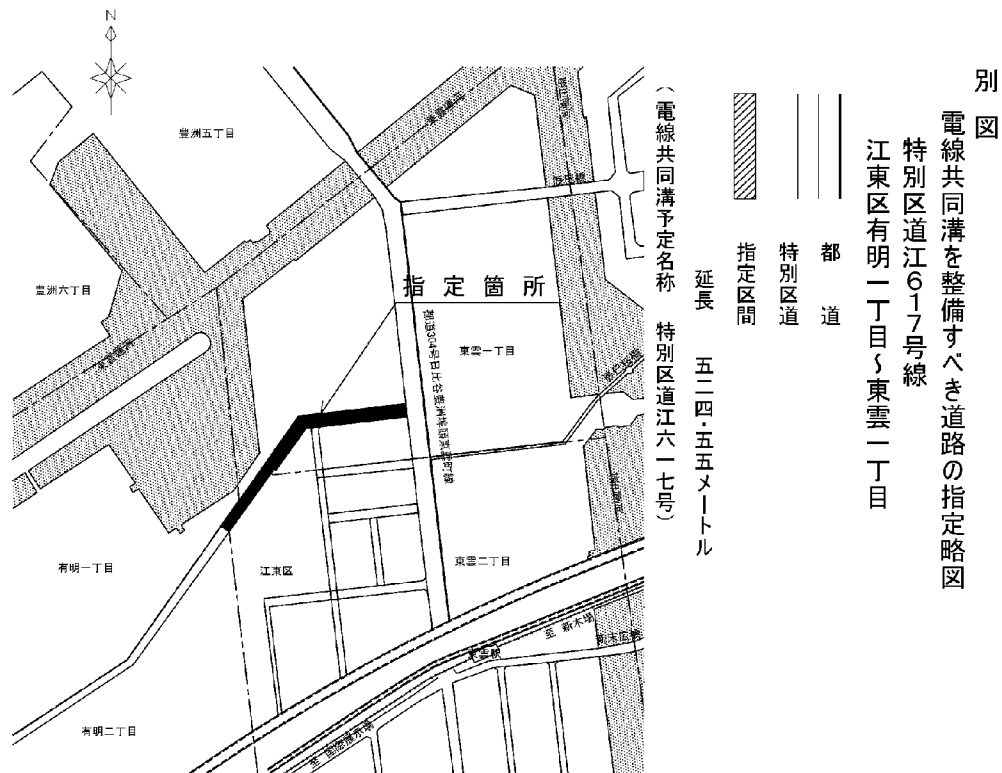
江東区辰巳二丁目

特別区道江490号線

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

別 図





◎江東区告示第 191 号

特定商業施設変更届出書の縦覧について

江東区特定商業施設の立地に伴う生活環境保全に関する指導要綱（平成 12 年 6 月 29 日江地商発第 66 号）第 6 条の規定に基づき、下記のとおり特定商業施設変更届出書を縦覧に供する。

平成 28 年 5 月 26 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

特定商業施設変更届出書の届出年月日	平成 28 年 5 月 16 日
特定商業施設変更届出書の縦覧場所	東京都江東区東陽四丁目 11 番 28 号 江東区地域振興部経済課（庁舎 4 階）
特定商業施設変更届出書の縦覧期間	平成 28 年 5 月 27 日から 平成 28 年 7 月 27 日まで
特定商業施設の概要	特定商業施設の名称及び所在地 豊洲フロント 東京都江東区豊洲三丁目 2 番 20 号
	設置者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） 株式会社 I H I 代表取締役社長 満岡 次郎 三菱 U F J 信託銀行株式会社 支配人 坪川 昇司
変更する事項	変更前 (1) 設置者の名称 株式会社 I H I 豊洲 3 の 1 特定目的会社 三菱 U F J 信託銀行株式会社 (2) 設置者の代表者名称 株式会社 I H I 代表取締役社長 斎藤 保 三菱 U F J 信託銀行株式会社 支配人 岩永 誠
	変更後 (1) 設置者の名称 株式会社 I H I 三菱 U F J 信託銀行株式会社 (2) 設置者の代表者名称 株式会社 I H I 代表取締役社長 満岡 次郎 三菱 U F J 信託銀行株式会社 支配人 坪川 昇司
変更年月日	平成 27 年 10 月 1 日
変更	(1) 設置者の名称

した理由	豊洲 3 の 1 特定目的会社の解散 (2) 設置者の代表者名称 株式会社 I H I 及び三菱 U F J 信託銀行株式会社の代表者変更
------	---

◎江東区告示第 193 号

平成 28 年東京都告示第 1039 号に係る東京都市計画地区計画の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

平成 28 年 5 月 30 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

縦覧場所	江東区東陽四丁目 11 番 28 号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎 5 階）
------	---

◎江東区告示第 194 号

平成 28 年東京都告示第 1040 号に係る東京都市計画地区計画の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

平成 28 年 5 月 30 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

縦覧場所	江東区東陽四丁目 11 番 28 号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎 5 階）
------	---

◎江東区告示第 201 号

下記事件につき、平成 28 年第 2 回江東区議会定例会を 6 月 8 日に招集する。

平成 28 年 6 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 平成 27 年度江東区繰越明許費繰越計算書について
- 平成 28 年度江東区一般会計補正予算（第 1 号）
- 包括外部監査契約の締結について
- 雲雀橋改修工事（その 1）請負契約
- 江東区営新砂運動場増設その他工事請負契約
- 江東区営新砂運動場増設その他電気設備工事請負契約
- 江東区役所小松橋出張所改修工事請負契約
- 江東区立臨海小学校校舎その他改修工事請負契約
- 江東区立臨海小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約

- 1 0 江東区立臨海小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約
- 1 1 江東区立第五大島小学校改築工事請負契約
- 1 2 江東区立第五大島小学校改築電気設備工事請負契約
- 1 3 江東区立第五大島小学校改築機械設備工事請負契約
- 1 4 江東区庁舎電気室変電設備その他取替工事請負契約
- 1 5 江東区亀戸文化センター機械設備改修工事請負契約
- 1 6 江東区江東公会堂機械設備改修工事請負契約
- 1 7 議決を得た契約の契約変更について
- 1 8 議決を得た契約の契約変更について
- 1 9 江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例
- 2 0 江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 2 1 江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 2 2 江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例
- 2 3 江東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 2 4 江東区特別工業地区における建築の制限等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 5 江東区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例
- 2 6 水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 2 7 江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 2 8 江東区マンション等の建設に関する条例の一部を改正する条例

整理番号	路線名	変更の区間	変更前の敷地の幅員
			変更後の敷地の幅員
1	江 1 4 1 号	江 東 区 北 砂 六 丁 目 4 8 2 先	次図表示のとおり
			次図表示のとおり

◎江東区告示第 2 0 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

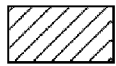
なお、その関係図面は、平成 2 8 年 6 月 1 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 6 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

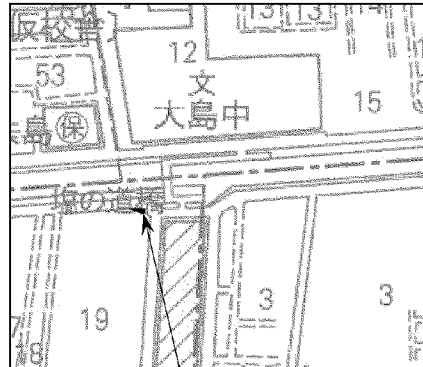
特別区道江141号区域変更略図

江東区北砂六丁目地内

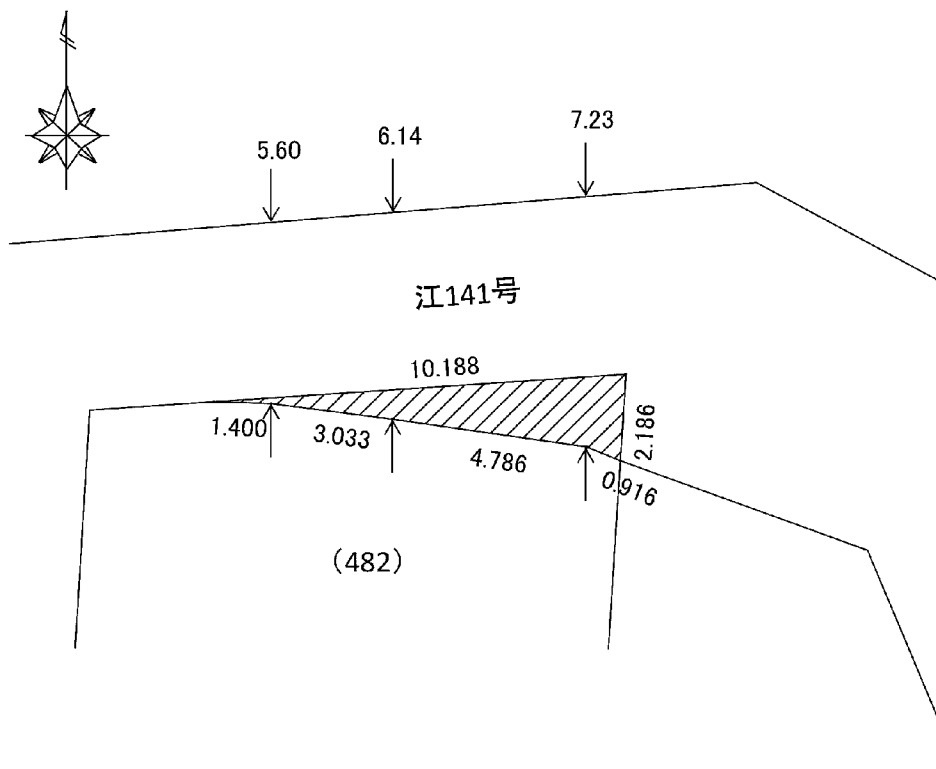


区域編入箇所

延 長 10.13 平方メートル
面 積 9.08 平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※()内は地番

◎江東区告示第 203 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 6 月 1 日から下記の特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、平成 28 年 6 月 1 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 6 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	江 1 4 1 号	江東区北砂六丁目 4 8 2 先	なし

◎江東区告示第 208 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 60 年 10 月江東区条例第 28 号）第 15 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 15 条第 3 項及び第 23 条第 3 項の規定により、当該自転車を処分する。

平成 28 年 6 月 6 日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第 9 号

下記により、平成 28 年第 5 回江東区教育委員会定例会を招集する。

平成 28 年 5 月 23 日

江東区教育委員会

委員長 進 藤 孝
記

- 1 日時 平成 28 年 5 月 26 日（木）
午前 10 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題

日程第 1 議案第 23 号 江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 2 議案第 24 号 江東区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第 25 号 江東区立第五大島小学校改築工事請負契約

日程第 4 議案第 26 号 江東区立臨海小学校校舎その他改修工事請負契約

日程第 5 議案第 27 号 議決を得た契約の契約変更について

4 教育長の報告

- (1) 江東区小中一貫教育の基本的な考え方（素案）～江東区立（仮称）第二有明小・中学校の特色化に向けた取組～について ほか

5 協議事項

- (1) 江東区マンション建設の事前届出等に関する条例第 10 条に定める施設状況の公表について

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 2 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条の規定により、平成 28 年 6 月 2 日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めた。

平成 28 年 5 月 31 日

江東区選挙管理委員会

縦覧場所

江東区役所 江東区東陽四丁目 11 番 28 号

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 3 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 7 の規定により、平成 28 年 3 月 3 日から平成 28 年 6 月 2 日までの間に在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めた。

平成 28 年 5 月 31 日

江東区選挙管理委員会

縦覧場所

江東区役所 江東区東陽四丁目 11 番 28 号

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 4 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条第 3 号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり 36 名を抹消した。

平成 28 年 6 月 2 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項の規定による選挙権を有する者

の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 28 年 6 月 2 日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数
8, 020
- 2 選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数
133, 500
- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
66, 834

告 示 （ 監 ）

◎江東区監査委員告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 19 条第 9 項の規定に基づき、平成 27 年度第 4 回定期監査の結果を、別紙のとおり公表する。

平成 28 年 5 月 16 日

江東区監査委員 伊 藤 貫 造
同 小 出 功
同 若 林 しげる
同 石 川 邦 夫

〔別紙〕

平成 27 年度第 4 回定期監査報告書

第 1 監査の範囲

1 監査の対象事項

平成 25、26 及び 27 年度における小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校（園）」という。）の財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

2 監査の対象施設

(1) 小学校（14 校）

深川、臨海、越中島、元加賀、枝川、第一亀戸、香取、第二大島、大島南央、砂町、第三砂町、第五砂町、東砂、亀高

(2) 中学校（8 校）

深川第一、深川第三、深川第四、深川第七、第三亀戸、大島西、第三砂町、第二南砂

(3) 幼稚園（7 園）

元加賀、枝川、ちどり、第一亀戸、大島、もみじ、第五砂町

3 監査の実施期日

平成 28 年 1 月 14 日から同年 2 月 18 日までのうち 17 日間

第 2 監査の手続

監査対象施設の概要及び歳出予算の執行状況等の関係資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。

第 3 監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理されていると認められたが、一部において別項指摘事項のような事例が認められたので、今後の事務処理を改善されたい。

なお、監査の際に散見された事務上の軽微な誤りについては、各学校（園）及び関係部署に対し、口頭で改善を促した。

また、本年度は、物品・備品管理事務を重点監査項目として監査を行った。これについ

ても一部において適正とは言い難い事例があったので別項で意見を付す。

第 4 指摘事項

毒物及び劇物取締法は、急性毒性などに着目して毒物及び劇物を指定し、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的としており、これら毒物及び劇物を取り扱う学校に対しては、通達等により盗難、紛失防止など保管、表示、廃棄等における遵守事項が示されている。

加えて、平成 32 年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けたテロ等違法行為の未然防止のため、学校等に保管されている爆発物の原料になり得る化学物質 11 品目等の管理強化等について、警察庁からの協力依頼を受けた文部科学省の通知が新たに示されるとともに、教育庁からも平成 27 年 4 月 17 日及び 9 月 18 日付で毒物・劇物の適正な保管・管理の徹底についての通知が発出されている。これらを受け、区教育委員会においては各学校長に対し、保管・管理の徹底及び管理体制の点検強化についての周知を図っているところである。

しかしながら、こうした状況の中、今回の定期監査において、

- (1) 薬品台帳における購入年月日及び使用年月日、使用量、残量等の記載内容が不十分である事例
- (2) 薬品台帳の定期的な照合及び点検がなされていない事例
- (3) 実際の薬品の残量と薬品台帳とが一致していない事例が複数の学校で確認された。

毒物及び劇物の管理については、その重要性に鑑み、平成 23 年度から 25 年度の 3 年間にわたり定期監査報告書の中で監査委員意見を付し、適正な保管・管理の徹底及び実効性のある指導を強く要望してきたところであるが、区教育委員会による指導が徹底されているとは認められず、未だ適正な管理体制への取組について十分な成果をあげていないと考えざるを得ない。

区教育委員会におかれては、こうした状況に真摯に向き合い、児童・生徒の安全確保等の観点から、学校における安全かつ確実な毒物及び劇物の保管・管理体制の確立に向け、より高い意識を持って指導・対策強化に取り組まれない。

第 5 監査委員意見

備品等の有効活用及び学校（園）での適正な備品等の管理については、平成 25 年度の定期監査報告書において、「有効活用を念頭に学校（園）間における情報交換等のシステム構築に向けた検討を行われたい」旨の監査委員意見を付しており、区教育委員会におい

ては、不要となった児童・生徒用の机・椅子等を海外へ贈ったり、まだ使用できる備品等は有効活用先を探すなど、これまでも備品等の有効活用に努めているところである。

しかしながら、今回の監査において、使用する見込みがないと思われる備品等が廃棄されずに保管され、相談室や倉庫、通路等を占有している事例が確認された。

学校(園)施設のスペースには限りがあり、園児・児童・生徒が安心して学校(園)生活を送ることができる環境を整備するためには、日頃から備品等の整理整頓に努めることはもちろん、不要備品等となった場合は他の学校(園)での有効活用を図ったり、適切な時期に確実に廃棄を行うなど、長期にわたって不要備品等が保管されることのないよう、これまで以上に適正な管理への取組が必要である。

区教育委員会におかれては、こうした状況を踏まえ、これまでの備品等の有効活用への取組に加えて、不要となった備品等が長期にわたって保管されることのないよう、学校(園)における備品等の適正な管理に向けた更なる支援体制の検討を要望する。

◎江東区監査委員告示第 9 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 24 条第 4 項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を、別紙のとおり公表する。

なお、若林しげる監査委員及び石川邦夫監査委員は、同法第 199 条の 2 の規定により、本件監査に関与していない。

平成 28 年 5 月 24 日

江東区監査委員 伊 藤 貫 造
同 小 出 功

[別紙省略]

区 議 会

◎区議会議決事項(平成 28 年第 1 回臨時会)

5 月 25 日、会期 1 日で開会した平成 28 年第 1 回江東区議会臨時会において、別記の事項を議決した。

1 選任同意(区長提出)

議案第 44 号 江東区監査委員選任同意方について

星 野 博

福 馬 恵美子

(5 月 25 日同意)

2 その他の議決事項

常任委員会委員の選任について

議会運営委員会委員の選任について

清掃港湾・臨海部対策特別委員会委員の選任について

オリンピック・パラリンピック推進特別委員会委員の選任について

防災・まちづくり対策特別委員会委員の選任について

医療・介護保険制度特別委員会委員の選任について

(以上 5 月 25 日選任)

議長辞職許可について

副議長辞職許可について

(以上 5 月 25 日許可)

議長選挙

堀 川 幸 志 (当選)

副議長選挙

高 村 直 樹 (当選)

(以上 5 月 25 日選挙)